

答申第 2 6 1 号（諮問第 2 6 6 号）

「群馬県警職員（以下甲という）に一般県民（以下乙という）が、少子化対策について、群馬県警施設に電話または来訪して熱弁すると、甲が乙に、憲法 1 1 ・ 1 3 条違反となる蔑声（例：「異次元の下ネタ」）を浴びせてもよい・または浴びせなくてはならない、という内容。」の公文書不開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年6月11日付けで、「群馬県警職員（以下甲という）に一般県民（以下乙という）が、少子化対策について、群馬県警施設に電話または来訪して熱弁すると、甲が乙に、憲法11・13条違反となる蔑声（例：「異次元の下ネタ」）を浴びせてもよい・または浴びせなくてはならない、という内容。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和5年6月14日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成も取得もしていないため

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として令和5年7月24日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和5年10月25日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審

査会」という。) に対して、令和 5 年 1 1 月 2 2 日、本件審査請求に係る事案(以下「本件事案」という。) について諮問を行った。

第 3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

第 4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

原処分は群馬県警職員の職権濫用等の刑法犯・怠業・警察法違反・憲法違反・地方公務員法違反・内規違反等を隠蔽するものであるため。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) 男性職員が電話に出て、少子化対策について話をした。総務省の統計では、このままいくと人口が 8, 0 0 0 万人になり、そのうち 1 割は外国人になる。やることをやらなければ少子化対策にならない。藤岡署の職員が共存共栄などと言ったが、我が国の国是は自存自衛だ。午後 4 時過ぎに電話に出た男性警察官はフォローをすべきなのにしないで怠けている。民間が少子化対策をやっているのだから、警察も少子化対策をすべきである。

(イ) 処分庁が弁明書でも言うように「市民応接に際しては、常に温容と理解を持って当たること。」となっているが、処分庁には温容と理解がない。職員が審査請求人に対して、罵声を浴びせる等のことを実際にやっているものであるから、そういったことを行ってもよいという文書があるはずである。相談業務報告書を見れば、ほかの県民にも温容と理解を持たない対応をしていることが分かる。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 決定の理由

ア 実施機関では、請求人が求めている文書を「実施機関の職員が、市民応接に際して、憲法違反となる、相手を蔑む言動をすることを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。

イ 実施機関の市民応接に関する規程として、群馬県警察の服務に関する訓令

(平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「服務訓令」という。)があり、同訓令第6条第9号には、「職員の遵守事項」として「市民応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当たること。」と規定されている。

ウ そのため、実施機関において、市民応接に際して、憲法にも上記規定にも相反する「職員が、憲法違反となる、相手を蔑む言動をすることを是認する内容が記載されている公文書」を作成も取得もしていないことは明白である。よって、実施機関は、本件処分を行ったものである。

(2) 請求人の主張に対する検討

請求人は、本件審査請求において、「原処分は群馬県警職員の職権濫用等の刑法犯・怠業・警察法違反・憲法違反・地方公務員法違反・内規違反等を隠蔽するものである」、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」旨を主張する。

しかし、実施機関では、前述のとおり、請求内容に該当する公文書を作成も取得もしていないため、本件処分を行ったものであり、職権濫用や法令違反等を隠蔽するために行ったものではない。

したがって、該当する公文書の存在を前提とした、請求人の前記主張は容認できない。

請求人によるその余の主張についても、本件処分を取消し又は変更させるものではない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の存否について）

(1) 請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、服務訓令の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成も取得もすることはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

(2) 本件請求の記載内容から実施機関において「実施機関の職員が、市民応接に際して、憲法違反となる、相手を蔑む言動をすることを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。

(3) 審査会において服務訓令を確認したところ、同訓令は実施機関の職員の服務、職務倫理等に関し必要な事項を定めたものであり、実施機関の主張のとおり同訓令第6条第9号において「市民応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当たること。」と規定されていることが認め

られた。また、一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受け、同法第32条の規定により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負い、さらに、同法第33条の規定により信用失墜行為が禁止されている。

- (4) これらの規定に照らすと、実施機関の職員が、市民応接に際して、相手を蔑む言動をすることを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。そうすると、本件請求に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。
- (5) したがって、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年11月22日	諮問
令和 7年12月 9日 (第108回 第二部会)	審議（本件事案の概要説明）
令和 8年 2月17日 (第109回 第二部会)	審議
令和 8年 9月14日	答申